

愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内の市町村（以下「補助事業者」という。）が、住宅用太陽光発電施設を導入する者（以下「間接補助対象事業者」）に対し、その導入に対して助成する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を県が補助することにより、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「住宅用太陽光発電施設」（以下「施設」という。）とは、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（当該施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が10キロワット未満のものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助事業者が行う補助対象事業のうち知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、様式第1のとおりとする。

(交付決定の通知)

第6条 規則第6条による補助金の交付決定の通知は、愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金交付決定通知書（様式第2）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から起算して15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書（様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における、補助目的を損なわない事業計画の細部の変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、その理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出して、知事の指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第4のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日と当該年度の3月31日とのいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条により確定した補助金の額は愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金の額の確定通知書(様式第5)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、補助対象事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(書類の提出部数)

第14条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

(雑則)

第15条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年7月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年12月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

別表

補助対象経費	<p>間接補助対象事業者が施設の設置に要した経費に対し、補助事業者が補助するために要する経費。 ただし、一の施設の最大出力が4キロワットを超える場合は、当該超える出力について補助するために要する経費を除く。</p>
補助率	1 / 4 以内
補助基準額	<p>出力1キロワット当たり1万6千円に、施設を構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額。 ただし、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める出力については算定しない。 (1) 一の施設の最大出力が4キロワットを超える場合 ((2) に該当する場合を除く。) 当該超える出力 (2) 補助事業者が補助の対象とする出力の上限が4キロワット未満である場合 当該上限を超える出力</p>
補助金の額	<p>施設1基につき、次の(1)と(2)とを比較して少ない方の額(千円未満切り捨て)を選定し、選定した額の合計を補助金の額とする。 (1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (2) 補助基準額に補助率を乗じて得た額</p>

番 号
平成 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

市町村長 氏 名 印

平成 年度愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金
交付申請書

平成 年度愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業計画書 別紙1のとおり
- 3 所要額内訳書 別紙2のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 歳入・歳出予算書抄本
 - (2) 市町村の補助制度を証明する書類（補助金交付要綱等）
 - (3) その他参考となる書類

事業計画書

1 事業計画

市町村事業名	
事業の目的及びその内容	別添（補助金要綱等のとおり）
施設出力の上限値	k W
補助件数	件
施設出力合計	k W
市町村補助予定額	円
県補助金所要額	円
補助対象事業完了予定年月日	平成 年 月 日
備考	

2 事業実施担当者

所属

職・氏名

連絡先

(記入上の注意)

- 1 施設出力の上限値については、市町村の補助金交付要綱等で定める補助対象の上限値又は 4 k Wのいずれか低い方を記載すること。
- 2 施設出力、市町村補助予定額、県補助金所要額については、別紙 2（所要額内訳書）の合計を記載すること。

別紙2

所要額内訳書

番号	設置者氏名	設置場所	① 施設出力 (kW)	② 市町村補助 予定額 (円)	③ 補助基準額 ×補助率 (円)	④ ②×補助率 (円)	⑤ 県補助金 所要額 (円)
合 計							

記入上の注意

- ①には、対象施設の太陽電池モジュールの公称最大出力の合計を小数点以下第2位まで記載すること。
- ②には、市町村の財源として支出する額（4kWを上限とする。）を記載すること。
- ⑤には、③と④を比較して、低い方の額を記載すること。なお、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

番 号
平成 年 月 日

市 町 村 長 殿

愛 知 県 知 事

平成 年度愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金
交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金については、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）第4条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 補助金の額

金 円

2 補助対象事業の内容

平成 年度愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金交付申請書（平成 年 月 日付け 第 号）に記載のとおり

3 その他

- （1）補助対象事業の実施にあたっては、規則及び愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金交付要綱を守ること。
- （2）補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

番 号
平成 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

市町村長 氏 名 印

平成 年度愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金
補助対象事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった平成 年度愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由によりその内容を変更したいので申請します。

記

1 変更事項及びその内容

2 変更する理由

3 添付書類

- (1) 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に括弧書きしたもの
- (2) その他必要な書類

番 号
平成 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

市町村長 氏 名 印

平成 年度愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金
補助対象事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金に係る補助対象事業を完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 事業実績報告書 別紙1のとおり
- 3 精算額内訳書 別紙2のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 歳入・歳出決算書抄本
 - (2) 市町村の補助制度を証明する書類（交付申請時と変更がない場合は省略）
 - (3) その他参考となる書類

事業実績報告書

市町村事業名	
事業の目的及びその内容	
施設出力の上限値	k W
補助件数	件
施設出力合計	k W
市町村補助実績額	円
県補助金精算額	円
補助対象事業完了年月日	平成 年 月 日
備考	

(記入上の注意)

- 1 施設出力の上限値については、市町村の補助金交付要綱等で定める補助対象の上限値又は4 k Wのいずれか低い方を記載すること。
- 2 施設出力、市町村補助予定額、県補助金所要額については、別紙2（精算額内訳書）の合計を記載すること。

別紙2

精算額内訳書

番号	設置者氏名	設置場所	① 施設出力 (kW)	② 市町村補助 実績額 (円)	③ 補助基準額 ×補助率 (円)	④ ②×補助率 (円)	⑤ 県補助金 精算額 (円)
合 計							

記入上の注意

- ①には、対象施設の太陽電池モジュールの公称最大出力の合計を小数点以下第2位まで記載すること。
- ②には、市町村の財源として支出する額（4 kWを上限とする。）を記載すること。
- ⑤には、③と④を比較して、低い方の額を記載すること。なお、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別紙2 参考

番号	設置者氏名	設置場所	仮申請等年月日	工事着手年月日	工事完了年月日	市町村補助金 交付決定年月日

記入上の注意

番号は、別紙2と対応させること。

番 号
平成 年 月 日

市 町 村 長 殿

愛 知 県 知 事

平成 年度愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金の
額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年愛知県住宅用太陽光
発電施設導入促進費補助金については、交付決定の内容及びその条件に適合していますので、愛
知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第14条の規定により、下記のとおり額
を確定します。

記

補助金の額

金 円